

平成28年度予算編成要領

1 予算編成の基本的な考え方

1 県勢発展に向けた取組みの推進

(1) 「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進等

現在、策定中の「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標として掲げている、()熊本の発展を支える産業と、魅力ある雇用を創出する、()熊本への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する、()県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する、()県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域を創る、を実現するために必要な取組みをはじめ、県勢発展に向けて必要な取組みを着実に推進する。

(2) 熊本広域大水害からの創造的復興の着実な推進

熊本広域大水害からの創造的復興について、完成に向け着実な推進を図る。

(3) 県債残高を増嵩させない予算編成の実施

これまでの行財政改革の取組みにより、着実な成果が出ている県債残高の減少傾向について、国が目標に掲げる、国・地方を通じた2020年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化による地方財政及び本県財政への影響が不透明な状況であるため、今後も引き続き、これまでの取組みを継続していくことを前提とした予算編成を行っていく。

2 行財政改革への取組み

県政を取り巻く環境の変化や新たな課題に迅速かつ的確に対応していくためには、今後も効率的で効果的な行財政体制の整備を目指していくことが必要であり、引き続き行財政改革に向けた取組みを進めていく。

(1) 「県行財政の役割の再構築」の観点からの構造的・抜本的な見直し

平成27年度で終期が到来する事業は原則として廃止する。また、事務事業の必要性・緊急性・費用対効果の精査は当然のこと、県行財政の役割について、市町村や民間等との役割分担を徹底的に見直す。

中でも、政令指定都市に移行した熊本市と県との役割分担、あるいは、政令指定都市以外の地域振興のあり方については、既存事業も含め精査を行う。

更なる地方分権の推進及び住民サービスの向上を図る観点から、市町村合併の進展を踏まえつつ、積極的に市町村への事務や権限の移譲を行う。

県が提供するサービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、民間委託等について積極的に検討を行う。

(2) 事務事業の優先順位のしゅん別、重点化

安易に過去の実績・前例によることなく、事業の優先順位のしゅん別や、真に必要な事業への重点化を図る。

(3) 事務事業の簡素化、整理合理化、施策水準の見直し

最少の経費で最大の効果を発揮しているか、目的に基づいた事業の成果、適切な費用対効果が得られているかについて、徹底した精査を行う。

同質あるいは類似の事務事業を他の部局（課）と重複して実施しているものは、積極的にその一元化を図る。

他団体に比べ相対的に施策の水準が高い分野については、積極的に見直しを行う。

（４）事務事業の廃止・休止・縮小、終期設定の徹底

社会経済情勢の変化により存続意義が薄れているもの、あるいは予定した事業効果が上がっていないものについては、廃止又は休止する。

既に事業の目的を達しているもの、あるいは予定した事業効果が一定の水準に達しているものについては、廃止又は休止、あるいは事業規模を縮小する。

特に、３年間以上継続している事業については、その成果や効果を検証し、事業継続の必要性についてゼロベースで見直す。

新規事業は、真に必要な不可欠なものに限ることとし、原則としてスクラップ・アンド・ビルドによることを基本とする。また、事業の終期設定は、必ず行う。

（５）歳入確保の徹底

歳入の見直しのみならず、財源の確保に向けた歳入の見直しも積極的に推進する。

具体的には、将来の税源かん養につながる企業誘致や、産業振興への重点的な取組み、適正課税・収税対策等の推進、地方交付税の充実確保や国庫補助に係る地方の超過負担の早期解消に向けた国への要請、未利用資産・出資金・貸付金の有効活用、特別会計・基金の活用、使用料・手数料の見直し、未収金対策等の推進を図る。このほか、創意工夫のある新たな歳入の確保に幅広く取り組む。

さらに、本県が先進的に取り組む単独事業については、国に積極的な政策提案を行うことにより、国の補助事業のメニューに加えられるよう努める。

3 組織・定員管理との連携

財政面における様々な取組みに加え、組織・定数面においても、引き続き簡素で効率的な行政体制を目指す必要がある。特に、定員管理計画（H24.4.1～H28.4.1）において、知事部局では185人（4.3%）の削減を行うなど、全庁的に適正な定員管理を進めている。

そのため、予算編成に当たっては、組織の拡充や増員を前提とせず、既存業務や組織体制の見直しを行い、真に必要な事業への経営資源の重点化を促進する。

4 県と市町村との連携の推進

県全体の地方創生を進めるためには、地域住民に最も身近な市町村との連携をより一層深めていく必要がある。そのため、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策と各市町村の総合戦略等に掲げられる施策が相まって、相乗効果を生み出せるよう連携を推進する。

（１）県と市町村及び市町村同士の広域連携を推進することで事業効果を高められるような事業を優先する。

特に、広域本部においては、その機能を最大限に発揮し、市町村と地域課題を共有しながら、市町村の総合戦略の方向性を踏まえた取組みを積極的に推進する。

（２）市町村へ権限移譲する事務については、その円滑な移譲を進めるとともに、移譲後の県事業の予算については適切に見直しを行う。

- (3) 市町村合併に伴う「市町村建設計画」の期間が、合併後15年間に延長されたことに鑑み、引き続き市町村建設計画及び合併市町村基本計画の推進を積極的に支援する観点から、これらの計画に係る県事業については、内容を十分に検討する。

2 予算要求に当たっての留意事項

- 1 当初予算は骨格予算として編成し、「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に必要な事業など政策的事業については、原則として年度前半に補正予算（肉付け予算）として計上することとしていることを踏まえた上で、別添「平成28年度予算要求基準」に基づき要求を行うこと。
なお、政策的事業については、年度前半の補正予算（肉付け予算）の編成に向けて、別途、政策の提案として意見交換を行うこととしていることに留意すること。
- 2 歳入・歳出両面における各部局の主体的な見直しを推進するとともに、単年度予算の使い切り意識からの脱却を図るため、創意工夫のある新たな歳入確保策(平成28年度実施分)や歳出節減策(平成27年度実施分)に取り組む場合は、当該歳入確保額・歳出節減額の概ね1/2を、平成28年度予算要求基準に上乘せして要求できるものとしていること。
- 3 地域の実情を踏まえた広域本部の要望については、広域本部と各部局の間で十分に連携・調整の上で要求を行うこと。
- 4 年度途中における補正は、原則として、当初予算編成時において明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとしていること。その際、要求部局が財源を捻出することを原則とし、それが困難な場合には、翌年度の当初予算要求時に調整するものとしていること。
併せて、県債残高を増嵩させない財政体質を堅持するため、災害等を除く県債の追加発行が必要な場合は、それに見合う額の県債を同時に減額することも原則としていること。
- 5 今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向、さらには、景気の動向によっては、この予算編成方針を見直さざるを得ない事態も想定されるので、特に留意すること。
また、各部局は、国の制度や予算等に関する情報収集を徹底的に行い、国の制度等の変更が明らかになった場合は、要求内容を見直すなど、随時、その対応を行うこと。
- 6 県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、平成28年度当初予算編成作業においても、引き続き予算要求段階や財政課長、総務部長、知事の予算査定段階ごとに、その状況を県のホームページなどで公表を行い、予算要求から予算案を策定するまでの編成過程の透明性の確保を図るものとしていること。